

基 建 第 7 6 3 号
令和 8 年 7 月 2 2 日

第 7 区 区 長 鶴 田 勝 美 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和 8 年 7 月 6 日付けで提案がありました町道弓場下・野口線の冠水に関しましては、町内で 7 月 4 日及び 5 日の早朝に 1 時間当たり 25 ミリを超える極端な大雨が集的に降ったため、野口地区含めて町内各所の道路で一時的に冠水が発生しましたが、いずれの箇所も 20 分から 30 分程度で解消しております。

野口地区の冠水が生じた箇所においては、三川上地区側と野口地区側の 2 本の水路が通っており、令和 5 年度の物流団地の開発で三川上地区側の水路が拡張されており、以前よりは排水がスムーズに行われるようになっております。冠水が頻繁するようでしたら、2 つの水路の合流先の水路の改修を検討しますが、町職員が 5 日の大雨の際に現地を確認したところ、合流先の水路の小郡市側へつながる農業用の堰が閉められている状況でした。大雨が予想させる際には予め堰を開けておくことで冠水の防止に繋がる可能性もあると考えますので、今後の対応を地域で検討いただけると幸いです。

なお、冠水が生じた際の転落防止対策については、転落防止柵が途切れている 2 箇所へ転落防止柵及びラバーポールを設置することで対処いたします。

2 取扱いの理由

水路沿いに転落防止柵が設置されていない箇所があり、大雨で道路が冠水した際に歩行者が転落する危険があるため。